(社説)障害と逸失利益 差のない社会へ着実に

2023年3月3日 5時00分



大阪地裁の判決後、会見中に事故死した娘の井出安優香さんの写真を抱きしめる母さつ美さん =2023年2月27日午後2時59分、大阪市北区、柴田悠貴撮影

障害があるのだから健常者と差がついて当然——。そんな固定観念にとらわれていないか自問し、差のない社会を目指して仕組みを着実に改めていく。そのきっかけの一つとしたい。

生まれつき難聴の女児(当時11)が5年前、交通事故で亡くなった。両親らが起こした損害賠償訴訟では、女児が将来得られたはずの「逸失利益」をどう算定するか、が焦点になった。

働いていた人なら、そのまま働いたと仮定した収入を一応は計算できる。しかし、その年齢に 達していない年少者の場合、無限の可能性があり、どんな人生を過ごすか見通すことは不可能 だ。ではどのように賠償額を決めればよいのか。

厚労省の調査によると、最近の 聴覚障害者の平均収入は、全労働者平均の約7割。先日の 大阪地裁 判決はそれをもとにしつつ、女児が一般的な学力や一定のコミュニケーション力を身につけていたことを重視。 聴覚障害者の 大学進学率 の上昇や障害者の就労機会の拡大、テ

クノロジーの加速的な進歩が予測されることなどを踏まえ、逸失利益は全労働者平均の85%とした。

しかし、女児の両親は無念さをあらわにした。判決は「聴力障害が労働能力を制限しうる事実であること自体は否定できない」とも述べた。基本は「7割」という認識自体が差別ではないか――。そんな根本的な問題提起と言える。

ここで、男女の格差をめぐる、01年の司法判断を思い起こしたい。

当時、女性の労働者 平均賃金 は男性の約3分の2だった。事故で亡くなった11歳の女児への賠償について、一般的だった女性平均で算定する考え方を 東京地裁 は「多様な発展可能性を性の違いで差別する側面がある」と否定。男女平均を採用した。司法が社会の変化を見据えて一歩踏み出したと言える。

日本は07年に 障害者権利条約 に署名して以降、障害者に関する法整備を進めた。障害者基本法 は、障害者を、障害と「社会的障壁」により 生活に相当な制限を受ける状態にあるもの、と定義する。現在の統計は、「社会的障壁」を十分に除いてこなかった過去の社会の反映だ。それを 判断の出発点にするのが果たして妥当だろうか。

従来の判断枠組みと、法が目指す社会の理想像との間にずれがあれば、より良い規範を求めて検討を重ねるのが、裁判所をはじめ法律家の 責務であろう。

もちろん、逸失利益の問題以外にも多くの課題がある。どう変えていくかの方向性を指し示すのは、裁判所だけでなく、社会全体の責任であり、 一人ひとりが考えるべき問題である。